

学校給食推進団体活動支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 公益財団法人青森県学校給食会（以下「給食会」という。）は、学校給食の普及充実及び食育の支援を図るため、学校給食推進団体が実施する事業に対し、毎年度経費の一部を予算の範囲内で助成するものとする。

(対象団体等)

第2条 助成金の交付の対象となる学校給食推進団体及び助成金は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------------------|-----------|
| (1) 青森県学校給食センター連絡協議会 | 200,000 円 |
| (2) 青森県学校栄養士協議会 | 500,000 円 |
| (3) 各地区学校給食連絡協議会（9地区） | 各80,000 円 |

(対象事業)

第3条 助成金の交付の対象となる事業は、次のとおりとする。

- (1) 栄養教諭・学校栄養職員、調理従事員、給食センター職員を対象とした研修会等
- (2) 児童生徒を対象とした作文、絵画コンクール等
- (3) 学校給食推進団体が実施する会議の運営等に係る経費
- (4) その他学校給食推進団体の目的にとって必要な事業

(申請手続)

第4条 助成金の交付を受けようとする学校給食推進団体は、助成金交付申請書（第1号様式）に事業計画書、収支予算書及び役員名簿を添えて、給食会へ提出するものとする。

(助成金の交付方法)

第5条 給食会は、提出のあった助成金交付申請書等に基づき、事業が開始される前日までに、学校給食推進団体の指定する方法により助成金を送金するものとする。

(実績報告等)

第6条 学校給食推進団体は、事業が終了したときは実績報告書（第2号様式）に事業報告書及び収支決算書を添えて、給食会へ提出するものとする。また、助成金に残金が生じた場合は、精算するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、助成金の取扱いに関する必要な事項は、別に通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(第1号様式)

令和 年 月 日

公益財団法人青森県学校給食会理事長 殿

申請者
代表者氏名

印

令和 年度 学校給食推進団体活動支援事業助成金交付申請書

令和 年度 別添事業計画のとおり事業を実施したいので、助成金を交付くださるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 申請額 _____ 円

2 振込先

銀行名 _____

支店名 _____

種別 普通・当座 (○で囲む)

口座番号 _____

(フリガナ)

口座名義 _____

(第2号様式)

令和 年 月 日

公益財団法人青森県学校給食会理事長 殿

申請者
代表者氏名

印

令和 年度 学校給食推進団体活動支援事業実績報告書

このことについて、令和 年度学校給食推進団体活動支援事業の実績について、下記
の関係書類を添えて報告します。

記

- 1 令和 年度事業報告書
- 2 令和 年度収支決算書